

○小清水町空家バンク登録住宅改修補助要綱

(目的)

第1条 この要綱は、小清水町内にある活用可能な空家を改修する費用の一部を補助することにより、利用可能な空家の流通を促し、移住・定住の促進により活力のある地域づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 居室及び台所、便所を有する一戸建てで、延床面積が50㎡以上ある家屋をいう。ただし、併用住宅の場合は、延床面積の2分の1以上の部分が専ら自己の居住用に供されており、その当該部分の床面積が50㎡以上あるものとする。
- (2) 空家 小清水町空家バンク制度実施要綱に規定する空家バンク制度に登録した住宅をいう。
- (3) 定住 本町に永く住むことを前提として住民基本台帳に記載され、かつ、当該住所を生活の本拠とすることをいう。
- (4) 改修 内装（台所、浴室、便所、洗面所等を含む）・外装・屋根等の改修及び修繕工事をいい、対象は居住の用に供する部分の工事とする。

(補助対象事業)

第3条 町長は、第1条の目的を達成するため、空家を購入し当該空家の改修を行った者に、予算の範囲内で補助することができる。

(補助対象者)

第4条 補助対象者は、前条に規定する事業を実施する者で、次の各号に定める要件をすべて満たす者とする。

- (1) 空家を購入した者（以下「購入者」という。）であること。
- (2) 購入者が、空家所有者等の3親等以内の親族ではないこと。
- (3) 空家の売買契約日から1年を経過しないこと。
- (4) この補助金に係る改修を行う空家に、補助金の交付を受けた日から5年以上定住すること。
- (5) 申請者及び入居予定者（以下「申請者等」という。）全員が、町税等を滞納していないこと。
- (6) この補助金に係る改修について、国、道又は町の制度による他の補助等を受けていないこと。
- (7) 自らの負担で空家を改修すること。

(補助対象の工事及び補助金の額)

第5条 補助対象の工事は、建築基準法等の関係法令を遵守し施工された改修工事とし、改修に要した対象工事費（消費税等を除く。以下同じ。）が50万円以上のものを対象とする。

2 補助金の額は、対象工事費の3分の1以内の額（千円未満切捨て）とし、50万円を補助の限度額とする。この場合において、複数の空家等の改修を行う場合についても、50万円を補助の上限とする。

(補助金の交付申請等の手続き)

第6条 補助金の交付申請等の手続きは、小清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第5号）の規定によるものとする。

2 交付申請には、前項に掲げるもののほか、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 入居予定者全員分の住民票
- (2) 空家等の売買契約書の写し
- (3) 誓約書（別記様式第1号・5年以上定住する旨の誓約）
- (4) 申請者等の町税等の納付状況を町長が確認するための同意書（別記様式第2号・町外の申請者等については、現在居住の市町村が発行する完納証明書等）
- (5) 工事見積書の写し（補助対象工事と他の工事を分離したもの。一式見積りは不可）
- (6) 工事契約書の写し
- (7) 改修工事の内容を示す図面及び写真等
- (8) 確認申請等が必要な工事の場合、確認済証等の写し
- (9) その他、町長が必要と認めた書類
(報告の徴取)

第7条 町長は、申請のあった個人等又は補助を決定した個人等から必要な報告を求め、又は調査することができる。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、改修工事が完了したときは、すみやかに実績報告をしなければならない。

2 前項の実績報告は、小清水町補助金等交付規則（昭和62年規則第5号）の規定によるものとし、次に掲げる書類を添えて提出するものとする。

- (1) 改修の状況が確認できる書類（写真等は着手前と完成後の状況が比較できるもの）
- (2) 改修工事費の領収書の写し
- (3) 確認申請等が必要な工事の場合、検査済証等の写し
- (4) その他、町長が必要と認めた書類
(補助金の額の確定)

第9条 前条の規定により実績報告を受けた場合においては、実績報告書等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金の交付の決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、空家バンク登録住宅改修補助金確定通知書（別記様式第3号）により、補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第10条 補助対象者は、前条の規定による補助金の確定の通知を受けたあと、速やかに空家バンク登録住宅改修補助金交付請求書（別記様式第4号）を町長に提出するものとする。

2 補助金の交付は、前項の規定による請求後において交付するものとする。
(決定の取消し及び補助金の返還)

第 11 条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助事業を中止、又は廃止したとき。
- (2) 第 3 条から第 5 条の条件を満たさないとき。
- (3) 虚偽の申請、その他不正行為によって交付決定及び、補助金の支払いを受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第 12 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附則

(施工期日)

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、平成 36 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに行われた第 6 条に規定する交付申請等の手続きに係る事案については、同日後もなをその効力を有する。